

4 | 障がい者

(1) 現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

また、障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

2012年(平成24年)6月に公布された「障害者総合支援法」や、障害者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」により、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。また、重度の障がいのある人や高齢の障がい者など一般の就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

また、2012年(平成24年)10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援が求められています。

「人権に関する県民意識調査」の結果にも見られるように、障がい者を取り巻く社会環境には、「障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」、「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」、「道路の段差や駅の建物など外出に支障がある」などさまざまな障壁があり、誤解や偏見から生じる差別も依然として残っています。

障がい者のさまざまな社会活動への参加を促すとともに、多様な就労形態を創出するなど、障がい者がひとりの人間として尊重される社会を作っていく必要があります。

また、障がいのある児童生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取り組みを一層推進する必要があります。

2005年(平成17年)に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障がいのある人への支援強化も求められています。

2006年(平成18年)には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、障がいのある人が、安心して生活できる環境整備を図るための、一体的・連続的なバリアフリー化に向けた施策が総合的に展開されることになりました。

(2) 施策の方向

県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がい者が安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展を目指して、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」〔2010年度(平成22年度)～2014年度(平成26年度)〕を策定し、障がい者施策を総合的

に推進しています。

また、障害福祉サービス等については、「第3期岐阜県障害福祉計画」〔2012年度（平成24年度）～2014年度（平成26年度）〕を策定し、その実施体制の計画的な確保に努めています。

今後とも障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるように、障害福祉サービスの質・量の充実のほか、心のバリアの解消や障がい者の社会参加のための施策を推進します。

1) 啓発・広報の充実

「障がい者ふれあい福祉フェア」等の各種イベントや「こころの健康フェスティバル」の開催、シンポジウムなどの普及・啓発事業を実施し、県民の障がい者に対する理解の促進に努めます。

また、特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習や地域住民との交流の場を確保し、障がい者に対する理解を促進するほか、小学校、中学校、高等学校において福祉協力校の指定を行い、福祉施設での体験学習やボランティア活動を通じて、若年のうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

2) 障がい者の社会参加と就労の促進

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないように、事業者や県民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

就労を希望する障がい者が、その適性や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所を確保するとともに、圏域ごとの障害者自立支援推進会議を活用し、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援します。

また、障がい者の雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう、「障害者雇用支援月間」を中心とした、事業主に対する障がい者雇用の啓発活動などを行い、障がい者の職業的自立の促進に努めます。

さらに、福祉施策と特別支援学校の就労支援をサポートする「働きたい！応援団ぎふ」登録制度などの教育施策との有機的な連携のもと、障がい者の雇用機会の確保・拡大を図ります。

3) 障がい者の相談支援体制の整備

地域で暮らす障がい者の生活全般について、障がいの特性に応じて支援できるよう人材養成など県内の障害者相談支援事業の充実を図るとともに、市町村の地域自立支援協議会の運営を支援し、地域における障がい者の相談支援体制（ネットワーク）の整備・充実を推進します。

また、自閉症をはじめとする発達障がい児（者）等に対応するため、発達障害者支援センターを拠点とした専門的な療育・相談支援を行う体制を整備します。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するなど、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援します。

障がい者への虐待等に関する相談については、障害者権利擁護センターの設置により対応します。

4) 福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動でき、安心して暮らすことができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化とすべての人が自然に助け合える意識の向上に努めます。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民の障がい者に対する正しい理解を普及・啓発します。

■ 障がい者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 障がい者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。

